

平成27年9月25日（金）

1 知事の政治姿勢について

(1) 「戦争法案」強行採決と本県の米軍訓練基地化について

① 「戦争法案」強行採決について（知事）

我が国周辺の安全保障環境が一層厳しさを増す中において、政府が、国の存立を全うし、国民を守るための切れ目のない安全保障法制と位置付ける安全保障関連2法案は、本年5月に閣議決定された上で、国会で審議され、先週19日、成立したところであります。

これまでも申し上げておりますとおり、安全保障政策に関しては、一義的な判断主体である国において、引き続き、国会を始め、政党及び国民の間で幅広い議論が行われるとともに、国として十分に説明責任を果たしていくことが重要であると考えております。安倍総理から「これから粘り強く、丁寧に法律の説明を行っていきたい」旨の発言がなされましたが、特に今回の安全保障2法は、各法律における対応事態やその改正内容等について、複雑な点が多いため、今後とも、国がより丁寧な説明を、より広範な国民を対象として行うよう期待したい。

② 県内での米軍訓練について（企画部長）

これまでも申し上げておりますとおり、防衛・安全保障政策については、国の専管事項であります。国が米軍再編など安全保障上の施策を進めるに当たっては、地域住民の間に、事故の危険性の増大や騒音、治安に対する不安や懸念が生じることに對して、説明責任を果たすとともに、地域の方々の意向を十分に踏まえて対応する必要があるものと考えております。

(2) 知事の県総合教育会議での「サイン・コサイン」発言について

① 総合教育会議での知事の発言が及ぼす影響について（総務部長）

本年4月から施行されました改正地方教育行政の組織及び運営に関する法律におきまして、地方公共団体の長は、教育基本法第17条第1項に規定する基本的な方針を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱を定めるものとされたところであります。

また、大綱を定めるに当たりましては、あらかじめ、知事と教育委員会で構成する総合教育会議において協議するものとされているところであります。

このような制度の下で、本県の大綱につきましては、これまで総合教育会議を2回開催いたしまして、その策定に向けた協議を行っているところであります。県の教育振興基本計画をベースに定めるという基本的な考え方の下で、現在、検討を進めているところであります。

② 男女共同参画社会の実現について（県民生活局長）

男女が対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画し、喜びと責任を分かち合う男女共同参画社会の形成は、本県にとっても重要な課題であり、その実現には、固定的性別役割分担意識の解消や政策・方針決定過程への女性の参画の拡大などが必要であると考えております。

県としましては、かごしま将来ビジョンに「女性がいきいきと参画できる社会の実現」を掲げておりますほか、県男女共同参画基本計画に基づき、「男女共同参画を正しく理解し、社会のあらゆる分野において推進する教育・学習の充実」、「男女ともに能力を発揮できる就業環境の整備の促進」など9つの重点目標に沿って、子どもたちの男女共同参画学びの広場事業や、女性が働き続けられる職場づくり促進事業など各種の施策を展開しているところであります。

今後とも、男女共同参画社会の実現に向けて、一層取り組んでまいります。

③ 知事の総合教育会議での発言について（知事）

先般27日に開催いたしました総合教育会議におきまして、本県の教育に関する大綱の策定に向けた協議に引き続き、全国学力・学習状況調査の結果の報告が行われたところであります。

その議論の過程におきまして、小中学校における基礎的な知識の習得は、将来どの分野に進むにしても重要であるという考え方を示した上で、高等学校におきましては、人生には色々な分野がありますことから、均一的な教育の仕組みを変えた方が良いのではないかという考え方もあること、どの段階で何を教えるかということが難しくなっていることなどを申し上げたところであります。

私の発言は、全国学力・学習状況調査におきまして何を目標とするかと、私の考え方を問われ、「まず、小中学校は基礎的な知識の応用、基礎的な知識の習得なので、一般的に学力調査等で一定の成績を修めて欲しい」という私の考え方を述べた上で、中学校後の高校教育のあり方、カリキュラムの取扱いについて付則的に発言した中で、述べたものであります。サイン・コサインを例示として示しましたために、私の真意が十分に伝わらない表現になってしまった面があり、また、男女平等教育の観点からは誤解されるような印象を与えた発言になったことは少々軽率であったと考え、翌日の定例記者会見において、その部分について撤回したところであります。

今回の発言は、その場の議題からして、性別の教育のあり方について言及する意図は全くなく、もとより、男女平等教育の推進は、引き続き取り組むべき重要な施策であると考えております。

2 川内原発の再稼働の問題について

(1) 1号機再稼働反対の集会・行動と県警の警備について

① 川内原発再稼働に伴う警備体制について（警察本部長）

川内原子力発電所につきましては、重要防護対象施設の一つとして、テロ等からの警戒のため、事業所による警備に加え、警察において常時所要の体制をとり警戒警備を行っているところであります。

今回、川内原子力発電所において、原子力規制委員会が策定した実用発電用原子炉及び核燃料施設等に係る新規規制基準の運用後、全国初となる再稼働が計画されたことから、県警察では、原発周辺における警戒を強化し、公共の安全と秩序の維持を目的に所要の警備体制を執ったところでございます。その際、原発施設への侵入、無人航空機による敷地への侵入、その他業務に対する妨害行為等の不法行為を未然に防止するとの観点から、所要の警戒体制を確保するため、警察法の規定に基づき、鹿児島県公安委員会が福岡県公安委員会等に対して、警察官派遣の援助要求を行ったところであります。

川内原子力発電所は、重要防護対象施設の一つとして、テロ等の警戒のため、日頃からその時々的情勢に応じて所要の警備を行っているところであり、警察官の人数等、具体的な警備体制については、これらの警戒活動に支障を及ぼすおそれがありますので、公表を差し控えているところであります。

② 川内原発再稼働に伴う検問について（警察本部長）

川内原子力発電所については、重要防護対象施設の一つとして、テロ等からの警戒のため、警察において常時警戒警備を行っているところであります。

今回、川内原子力発電所において、新規規制基準の運用後、全国初となる再稼働が計画されたことから、県警察では、原発周辺における警戒を強化し、公共の安全と秩序の維持を目的に所要の警備を行ったところであります。

その一環として、テロ等の不法行為を未然に防止するため、原発周辺において自動車検問を行ったところであります。

その際、本人確認のため運転免許証の提示のご協力をお願いするとともに、事案発生時に備えて車両ナンバー等を控えさせていただいたところであります。

③ 県道封鎖について（警察本部長）

8月11日の午前6時過ぎに、5台の車両が組織的に連なって川内原子力発電所正門ゲートを塞ぐ形で県道上に違法駐車し、片側1車線が通行できない状態となるとともに、集会参加者の一部が県道上に溢れ、一般車両の安全な通行を確保できない状況となったことから、道路における危険を防止するため、道路交通法に基づき、一時県道の通行規制の措置を執ったところであります。

この規制については、早期に、一般車両の安全な通行と現場付近の関係者等の安全を確保するため、部隊を正門ゲート周辺に配置転換するなど増強して十分な体制を執った上で、必要な部隊配置を行い、配置された警察官により一般車両の安全な通行を確保すべく所要の措置を講じた上で約1時間後に解除し、正門ゲート前を片側交互通行としたところであります。

しかしながら、その数分後、正門ゲートから南方約400メートルの県道上の別な場所において、1台の普通乗用車が中央線を跨いで県道を塞ぐような形で斜めに駐車し、一般車両の通行を妨害する行為に出たことから、再度、県道の通行規制の措置を執ったところであります。

この普通乗用車は、県道を塞ぐような形で道路中央に斜めに駐車したことから、一般車両を早期に安全に通行できる状態を確保すべく、白バイ隊を始めとする部隊を現場に向かわせ、直ちに移動するよう警告を行いました。これに応じることなく駐車を続けたため、引き続き警告を繰り返したところ、ようやくこれに応じたことから、県道の通行規制につきましても、一般車両の通行の安全を確認した上で約25分後に解除したところであります。

その後、正門ゲート前は、5台の違法車両が移動する午前10時までの間、現場警察の誘導措置等により、一般車両の通行の安全を確保した上で、片側交互通行としたところであります。

「反対派が県道を封鎖しているから通行止めになっている。」という情報について確認はとれていないが、このような2回にわたる違法行為によって、一般車両が安全に通行できない時間帯があったものと承知しており、これらの事態を受け、当時、現地警備本部から関係部隊に対し、「一般車両の安全な通行を確保できない状況となっていることから通行規制を実施する。」旨の指示を行ったところであります。

〈再質問〉

(警察本部長)

当日の朝の原発正門ゲート前及びその前の県道上の状況につきましては、先程御説明したとおりでございます。

只今、議員から薩摩川内市の広報で、原発前の県道を封鎖したのは反対派ではなく警察である旨掲載するよう検討しろとのご指摘であったかと思いますが、私どもの方で把握しておりますのは、先程申し述べた状況でございますし、また、一般車両の安全な通行を早期に確保すべく、先程申し上げた警察措置を執ったところでございます。必要な交通規制を行い、必要な警備措置を行ったというふうに認識しておりますので、ご質問にあった検討につきましては、そのような検討をするつもりは現在のところございません。

(2) 1号機の復水器のトラブルについて (危機管理局長)

川内原発1号機の復水器につきましては、九州電力から、放射性物質を含まない2次冷却水の復水ポンプ出口で警報が発信され、運転に影響のない微量の海水の混入が確認されたことから、今後の運転に万全を期すため、出力上昇を一時延期し、点検を実施するとの報告を、8月21日に受けたところであります。

その後、漏洩が確認された細管及び予防的に周辺の細管に栓をする措置を行ったとの報告を、8月26日に受けております。

今回のトラブルは、そもそも原子力規制委員会に報告すべき法令上のト

ラブルではなかったところではありますが、県といたしましては、九州電力に対して、これまで以上に安全確保を最優先に、慎重かつ丁寧に万全の注意をもって、発電所の運転にあたるようお願いをしたところでもあります。

(3) 2号機の蒸気発生器の未交換について（危機管理局長）

川内原発2号機の新しい蒸気発生器につきましては、九州電力から、使用前検査の途中で、新規制基準が制定され、改めて新規制基準による手続きが必要なため、再稼働後に、必要な手順を踏んだ上で、交換を行うとの報告を、本年1月に受けたところでもあります。

さらに、交換の時期につきましては、現在、第20回の定期検査中ではありますが、当初予定していた、第22回定期検査において取り換える予定であるとの報告を、今月8日に受けております。

現在の蒸気発生器につきましては、原子力規制委員会による新規制基準に基づく適合性審査におきまして再評価を受け、昨年9月に原子炉設置変更許可が出され、今年5月には工事計画認可も出されており、原子力規制委員会により安全性が確保されることが確認されたと考えております。

〈再質問〉

（危機管理局長）

原発につきましては通常、13か月運転をしまして、その後2か月から3か月の定期検査で1サイクルということになります。九州電力によりますと、2号機の現在の蒸気発生器、当初から第22回定期検査までは使用する計画ということで新しい蒸気発生器を作成をしております。福島原発事故がありましたために、現在は平成23年の第20回定期検査が続いているという状況でございます。

また、先程答弁しましたとおり、現在の蒸気発生器につきましては、原子力規制委員会によりまして、新規制基準に基づく適合性検査におきまして、改めて再評価を受けた上で、原子炉設置変更許可、工事計画認可が出されておきまして、原子力規制委員会により安全性が確保されていることが確認されたと考えております。

3 災害への対応と避難住民の支援について

(1) 口永良部島の島民の避難生活について（保健福祉部長）

- ① 被災者生活再建支援法につきましては、同法施行令に定める住家被害がある災害に該当するか、現時点では確認されておりませんことから、適用できないところでもあります。

島民の方々の帰島に際しましては、生活の再建が重要でありますことから、避難が長期にわたり継続する場合には、被災者に対して支援する制度を整備するよう、県開発促進協議会を通じて国に要望しているところでもあります。

- ② 県独自の支援策についてお尋ねがありました。国の動向を見極めながら、検討してまいります。
- ③ 災害救助法に定める住宅の応急修理制度は、日常生活に必要最小限度の部分を応急的に修理することで、元の住家に引き続き住むことを目的としたものでありますことから、住家を一時的に失った者に提供される「応急仮設住宅の供与」との併給は制度上想定されていないところであり、帰島後の住宅の補修については適用できないものと考えております。

④ 口永良部島の噴火警戒レベルの警戒範囲縮小の可能性について

(危機管理局長)

噴火警戒レベルや警戒範囲の設定につきましては、気象庁において行われているところであります。

口永良部島につきましては、8月21日の火山噴火予知連絡会拡大幹事会におきまして、火山活動は活発な状態が継続しており、今後も5月29日と同程度の噴火が発生する可能性があるとした、従前の評価が維持されたところであります。

これを踏まえまして、気象庁におきましては、噴火警戒レベル5を継続しているところであり、現時点では、警戒範囲の縮小の検討はなされていないと聞いております。

なお、屋久島町におきましては、帰島が可能となった際に速やかに必要な対応を行えるよう、副町長を本部長とする復興対策本部や、口永良部島・島内への現地対策本部の設置などを検討しており、県といたしましては、町の意向を十分に尊重しつつ、引き続き、気象庁と連携を図りながら、必要な支援や助言を行ってまいりたいと考えております。

(2) 三島村の台風災害の対応等について (保健福祉部長)

災害救助法及び被災者生活再建支援法は、市町村の財政規模の如何にかかわらず、それぞれ一定規模以上の災害を対象に適用されますことから、その基準に達していない今回の三島村の台風災害については、いずれの法律も適用されないところであります。

(3) 住家災害見舞金制度の見直しについて (保健福祉部長)

住家災害見舞金制度は、災害救助法が適用された災害や、一の市町村の区域内において住宅の滅失した世帯数が5世帯以上である災害等において、現に居住している住家が全壊、流失又は埋没した世帯の世帯主に対して、支給するものであります。

県といたしましてはやはり、一定規模以上の災害が発生した場合に、被災された方を支援すべきものと考えておりまして、それ以外の場合に見舞金を支給することは困難であると考えております。

(4) 鹿兒島市の法面崩壊問題について

① 鹿兒島市鼓川町の法面崩落に至った工事の申請内容と許可の理由について（土木部長）

今回の申請内容は、申請者が自らの所有地内に建物を建設する目的で、法面保護及び基礎工事のための掘削を行うものであります。

県において、内容を審査したところ、急傾斜地の崩壊を助長し、又は誘発するおそれのないものと認められたため、許可したものであります。

② 許可工事の状況及び県の指導状況について（土木部長）

当該工事の許可にあたりましては、「法面保護工、掘削工の施工時には、土砂等が急傾斜地下に崩落しないよう工法等に十分留意すること」等の許可条件を附しており、申請者は、これらの許可条件に基づき確実に工事を実施するべきものであります。

工事着手後、住民から工事に伴う騒音による苦情や、梅雨期の工事への不安等が複数回寄せられていたことから、県では、申請者に対してこれら住民の苦情を伝えるとともに、法面の保護や雨水の処理などについて適切に現場管理を行うよう指導しておりました。

今回の法面崩壊については、申請者の工事の施工方法に起因するものと考えており、その発生原因について調査を行っているところであります。

③ 住民の早期帰宅に向けた県工事の実施について（土木部長）

今回の法面の崩壊については、申請者が実施している工事で発生したもので、許可条件に違反したことから、申請者に対し、急傾斜地の崩壊を防止するために必要な措置等を直ちに講ずるよう命じたところであります。

しかしながら、同申請者から実施できない旨の回答があり、県では、土砂流出を防止するため、崩壊の翌日に応急措置として、大型土のうを設置したところであります。

また、避難されている方々の一日も早い帰宅を実現するためには、斜面の安定など安全の確保が必要であり、基礎工事のために掘削された箇所の埋め戻しや、落下の恐れのある構造物を撤去する応急工事を実施しているところであります。

〈再質問〉

（土木部長）

先ほど申し上げましたように、今回の法面崩壊については、申請者の工事の施工に起因するものと考えておりますが、実際に崩壊しまして、このような大勢の方に大変ご迷惑をおかけしたということをごさいます。その発生原因について調査を行っているところでございます。

抜本的な工事についてでございますが、現在行っている工事につきましては、安全を確保して避難されている方々に帰宅していただけるよう進めてございますが、仮設でありまして、恒久的な対策ではありませんので、恒久的な対策につきましても申請者が行うべきものであります。

急傾斜地崩壊危険区域でありますので、県としても、十分指導してまいりたいと考えております。

④ 工事災害による避難者への見舞金支給について（保健福祉部長）

9月14日に発生いたしました法面崩壊のような場合には、基本的には原因者により対応すべきものであり、県として見舞金を支給することは困難であります。

4 鹿児島の医療に関して

(1) 国のベッド数の削減問題について（保健福祉部長）

国におきましては、急速に少子高齢化が進む中で、医療保険制度の持続可能性を高めるためには、病床の機能の分化・連携を進め、効率的で質の高い医療提供体制を構築するとともに、在宅医療・介護の充実を図る必要があるとしております。

このような中、県といたしましては、2025年の必要病床数の推計に当たりまして、急性期から在宅医療・介護に至るまで、一連のサービスが切れ目なく、また過不足なく提供される体制を確保することが重要であると考えておりまして、国の考え方を十分に踏まえ、関係団体等の意見も聞きながら、地域ごとにバランスのとれた医療機能の分化と連携を推進するための地域医療ビジョンを策定する必要があると考えております。

(2) 子どもの医療費の窓口無料化について（保健福祉部長）

国民健康保険に係る国庫負担金の減額措置が仮に廃止されたといたしましても、「現物給付方式」を導入した他県の例から医療費助成額の増嵩が見込まれますことや、財政力の脆弱な市町村では、財政をさらに圧迫することになりますほか、医療機関等におきましては、窓口での患者負担が減額又は免除されることによる一時的な収入減が生じるなど様々な課題が残っているものと考えております。

現在、国におきましては、少子高齢化が進む中、子育て支援、地方創生、地域包括ケア等に関して実効性のある施策の展開が求められており、子どもの医療分野におきましても、そうした観点から今後の在り方等について検討を行うため、「子どもの医療制度の在り方等に関する検討会」が設置されたところであります。

県といたしましては、当面、検討会における検討状況を見守ってまいりたいと考えております。

5 エコパークかごしまへの搬入状況と今後の見通し等について

（環境林務部長）

エコパークかごしまにおいては、本年1月の開業後、8月末までに、産業廃棄物の処理委託契約を92社と締結し、がれき類や燃え殻などの廃棄物、約2,000トンを受け入れたところであります。

エコパークかごしまの安定的な運営のためには、搬入量の確保が重要ですが、そのためには、排出事業者等に、これまでの搬出先との取引関係

を見直し、エコパークかごしまと新たに契約していただく必要があります。

搬入量が安定するまでには、他県の処分場の実績等から見ても、開業後概ね3年程度の期間を要するものと考えております。

県環境整備公社においては、搬入量の確保に向け、排出事業者や中間処理業者等に対して、精力的に営業活動を行っているところであり、現在、まとまった量の契約も進んできておりますことから、今後、徐々に搬入量が増加し、収入の確保につながるものと考えております。

県としては、公社に対して、安定した運営がなされるよう、引き続き、必要な助言を行ってまいります。